

第 97 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法
律第 77 号)の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年豊後大野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。